



児童福祉法に基づく 障がい児通所支援事業

はぐくみプラス 利用契約

第1章 総 則

▶ (契約の目的)

- ▶ 第1条 この契約は、児童福祉法の趣旨にしたがって、事業者が「はぐくみプラス」において提供する障がい児通所支援の内容を明確にし、保護者と事業者の双方の理解と合意のもとに児童が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、児童福祉法に基づく「障がい児通所支援」事業について定めます。



第1章 総 則

- ▶ (障がい児通所支援の内容)
- ▶ 第2条 事業所は、児童福祉法に基づく障がい児通所給付費対象サービスとして、別紙「重要事項説明書」に定める、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練等を行います。
- ▶ 2 障がい児通所支援の提供は、指導員等の従業者が行います。
- ▶ 3 事業者は、児童福祉法に基づく障がい児通所給付費対象外サービスとして、あらかじめ保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者との合意に基づき、別紙「重要事項説明書」に定めるサービスを提供するものとします。
- ▶ 4 事業者は、障がい児通所支援の提供に当たっては、児童又は他の児童の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他児童の行動を制限する行為を行いません。



第1章 総 則

▶ (契約期間)

- ▶ 第3条 この契約の期間は、契約日から児童の障がい児通所給付費支給有効期間の満了日までです。但し、契約期間満了日以前に支給有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。



第2章 障がい児通所支援計画

- ▶ (障がい児通所支援計画)
- ▶ 第4条 児童について、保護者の意向を踏まえた上で、障がい児通所支援の目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ障がい児通所支援計画書を作成します。
- ▶ 2 障がい児通所支援計画は、別紙「個別支援計画書」に定める通りとします。
- ▶ 3 障がい児通所支援計画作成後においても、障がい児通所支援計画の実施状況の把握を行うとともに、児童及び保護者のニーズを見直し、6ヶ月に1回もしくは保護者の要請等必要に応じて、障がい児通所支援計画の変更を行います。
- ▶ 4 障がい児通所支援計画を作成又は変更したときは、保護者にその内容について説明します。



第3章 利用料金

▶ (利用料金)

- ▶ 第5条 保護者は、サービスの対価として市町村等が定める定率負担額及び児童福祉法に基づく障がい児通所給付費対象料金と別紙「重要事項説明書」に定める所定の費用を事業者に支払うものとします。
- ▶ 2 事業者は、保護者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを保護者に請求できます。
- ▶ 3 事業者は、障がい児通所支援の提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得ます。



第3章 利用料金

- ▶ (利用料金の支払い方法等)
- ▶ 第6条 保護者は、第5条に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。
- ▶ 2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌々後10日までに保護者に送付します。
- ▶ 3 保護者は、当月の利用料金の合計額を、翌々月末日までに支払います。
- ▶ 4 事業者は、保護者からの利用料金の支払いを受けたときは、保護者に領収書を発行します。但し、銀行振り込みの場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。



第4章 事業者の義務

▶ (健康管理)

- ▶ 第7条 事業者は、児童の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

▶ (緊急時の援助)

- ▶ 第8条 事業者は、児童に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、協力医療機関又は保護者が指定する機関での診療を依頼するとともに、速やかに保護者又は児童の家族に連絡する等の措置を講じます。
- ▶ 2 前項の他、利用中に児童の心身の状態が変化した場合は、速やかに保護者又は児童の家族に連絡します。



第4章 事業者の義務

▶ (守秘義務)

- ▶ 第9条 事業者は正当な理由がない限り、その業務上知り得た児童、保護者及び児童の家族に関する個人情報を保持する義務を負います。
- ▶ 2 事業者は、従業者が退職後も、正当な理由がなく在職中に知り得た児童、保護者及び児童の家族に関する個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- ▶ 3 事業者は、児童に医療等緊急の必要がある場合には、医療機関等に児童に関する心身等の情報を提供できるものとします。



第5章 損害賠償

▶ (損害賠償)

- ▶ 第10条 事業者は、障がい児通所支援の提供により事故が発生した場合は、保護者及び関係市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ▶ 2 事業者は、障がい児通所支援を提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により児童に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。



第5章 損害賠償

- ▶ (情報の保存)
- ▶ 第11条 事業者は、児童及び保護者に対する障がい児通所支援の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。
- ▶ 2 保護者は、事業所にて、当該児童に関するサービス記録を閲覧できます。
- ▶ 3 保護者は、当該児童に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に関しては、事業者は保護者に対して実費相当額を請求できるものとします。



第6章 契約の解約

- ▶ (契約の解約)
- ▶ 第12条 保護者は、30日以上予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することができます。但し、次の事由に該当する場合には、保護者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - ▶ (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - ▶ (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - ▶ (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。



第6章 契約の解約

- ▶ 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ▶ (1) 児童が医療機関に入院し、明らかに契約期間以内に退院出来る見込みがない場合。
- ▶ (2) 保護者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
- ▶ (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。
- ▶ (4) 保護者が事業者を支払うべきサービス利用料金を3ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。



第7章 その他

▶ (苦情解決)

- ▶ 第13条 保護者又は児童の家族、後見人等は、事業者が提供した障がい児通所支援に関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、保護者又は児童の家族、後見人等に文書で報告します。
- ▶ 2 事業者は、保護者又は児童の家族、後見人等が苦情申立てをした場合に、これを理由として児童等に対して、一切の不利益を与えません。



第7章 その他

- ▶ (その他)
- ▶ 第14条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、児童福祉法その他の関係法令に従い保護者、児童の家族、後見人等と事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。



- ▶ 上記の契約の成立を証するために、この契約書 2 通を作成し、保護者及び事業者が記名押印の上、各自その 1 通を所持します。

